

制定	15. 4. 1	改正	23. 3. 1
改正	19. 4. 1	〃	23. 4. 1
〃	20. 4. 1	〃	24. 4. 1
〃	21. 4. 1	〃	26. 4. 1
〃	22. 4. 1	〃	27. 4. 1
		〃	29. 4. 1

## 福島学院大学福祉学部履修規程

### (目 的)

第1条 この規程は学則第41条の規定に基づき、福祉学部福祉心理学科およびこども学科における履修について必要な事項を定めることを目的とする。

### (履修届)

第2条 学生は学則第32条に定めるところに従い、学期ごとに履修する科目を選定し、教務課の指定する日までに履修届を提出するものとする。

2 学則第32条のただし書きにより追加履修を受付ける時期と科目は次のとおりとする。

5月20日まで

- ・音楽演習のうち指定する外部音楽団体加入、または指定する学内団体活動による履修
- ・国際理解演習、体育実技Ⅱ等の科目で前期に海外演習または実習が含まれる場合。

ただし、後期に事前指導および海外演習または実習が行われる場合は後期履修登録時とする。

3 福祉心理学科においては、学則第49条に定める卒業認定要件に関わる科目を含めて、心理系科目、福祉系科目を各30単位以上修得するよう履修科目を選定しなければならない。

4 指定の期日までに履修届の提出がない場合には履修しないものとみなして処理することがある。

### (履修科目の変更)

第3条 届け出て許可された履修科目の、他の科目への変更は原則として認められない。

### (履修科目の放棄)

第4条 届け出て許可された履修科目を学生が放棄する場合は、放棄届を直接教務課へ提出しなければならない。

2 履修の放棄は、授業を開始した日から2週間以内に届出るものとし、その後は認めないものとする。

### (出欠確認)

第4条の2 出欠の確認は原則として授業の開始時に行うものとし、30分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。ただし、30分以内の遅刻・早退は3回で1回の欠席とする。

2 学外で行う演習、実習科目の出欠確認は、当該科目担当教員もしくは当該実習機関の定めるところによるものとする。

### (成績評価)

第5条 学生の成績の評価は学則第39条に定めるところによる。

2 成績評価は試験等の総合評価とし、授業科目によっては、基礎能力の向上

をはかる試験について合格基準を引き上げて設定することがある。

- 3 D、F の評価および欠格は成績通知書に記載するが証明書には記載しない。ただし、奨学金関係もしくは事務上必要とされる場合は記載する。

(成績審査の方法)

第6条 学則第39条第1項第2号に定める成績審査の方法は中間試験、期末試験、レポート、調査、作品、実技、出席状況、口頭試問等（以下試験等という）担当教員の定めるところによって行う。

- 2 授業科目について、必要な時数として定められた時数の3分の1を超える時数を欠席した場合、当該科目にかかる成績評価は行わず、「欠格」と表示することとする。

ただし、学外実習科目および実習指導科目についての必要出席時数は第9条第1項第2号の定めによるものとする。

- 3 試験等において試験規程第3条に定める不正行為があったと認められた学生は当該試験科目の成績を零点とする。

ただし、授業時の出席確認の際に不正行為（代返等）もしくはこれに準ずる行為が認められた場合には当該試験科目の成績を減点する。

(懲戒)

第7条 試験等（出席確認を含む）において二度以上の不正行為があったと、認められた学生は学則第52条の規定に基づき教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

ただし、試験規程第3条第1項第5号に定める「本人に替わって受験を行った者及びそれを行わせた者」については一度であっても懲戒の対象とする。

(試験等の期間)

第8条 試験等は担当教員の授業期間中に適宜に行うほか、学期途中および学期末に試験期間もしくは試験日を設けて行う。

(単位の認定)

第9条 単位修得の認定は、当該授業科目の担当教員が次の条件をそなえた学生に対して行う。

1. 履修届を提出し、履修確認手続(本人が履修確認を行い、署名した「履修科目確認表」を教務課に提出)が完了した者
2. 学外実習を伴う実習科目(海外における演習・実習科目を含む)については、事前・事後指導時数の5分の4以上出席し、かつ当該現場実習について定められた全ての日数および時数を出席した者。ただし、現地実習において病気、忌引等やむを得ない事情により欠席した場合で、実習期間の延長が可能な場合については当該欠席日数分を延長して補充することができる。

また、海外研修が必須の演習・実習科目については病気等やむを得ない場合を考慮して5分の4以上の日数および時数を出席した者。この場合の出欠確認は第4条の2第2項に定めるところによるものとする。

3. 前号に定める科目以外の授業科目については、必要な時数として定められた時数の3分の2以上出席した者。この場合の出欠確認については第4条の2第1項に定めるところによるものとする。
4. 授業科目における試験等の結果を総合判定して学習成績の評価が60点以上の者

5. 所定の学費を納入した者

(編入学・転入学・再入学者の単位の認定)

第10条 学則第23条、および第23条の2に基づき編入学・転入学・再入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱いについては次のとおりとし、在学すべき年数については教授会の議を経て学長が定めるものとする。

1. 短期大学学科卒業者

60単位分を総括認定 第3年次編入学

2. 短期大学学科中退者

本学における授業科目の履修により修得したものとみなすと教授会で判定した科目・単位とする。

3. 大学学部卒業者

福祉系・心理系・保健系・教育保育系学部卒業者は60単位分を総括認定  
その他の学部卒業者は本学における授業科目の履修により修得したものとみなすと教授会で判定した科目・単位とする。

4. 大学学部中退者

62単位以上を修得して3年次以後の中退者は60単位分を総括認定。学部1, 2年次での中退者は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすと教授会で判定した科目・単位とする。

5. 短期大学専攻科修了者および3年制(93単位制)短期大学卒業者

福祉系・心理系・保健系・教育保育系専攻科修了者もしくは3年制短期大学卒業者は、教授会の判定により、専攻科の場合は短期大学本科分を含めて、93単位分迄を総括認定できるものとする。その他の専攻科修了者もしくは3年制短期大学卒業者は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすと教授会で判定した科目・単位とする。

6. 専門学校卒業者

本学における授業科目の履修により修得したものとみなすと教授会で判定した科目・単位とする。

2 外国の大学等を卒業した者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

3 前2項の単位の認定にあたっては、学業成績証明書の提出を求めることとする。

4 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家試験受験資格並びに民間の資格等の取得を希望する場合は、第1項に定める総括認定に該当する場合でも、学生の希望により個別に教授会で判定する科目・単位とすることができる。

5 第1項の単位の認定にあつては、学則第48条に定める成績評定平均点(グレードポイントアベレージ。以下GPAという。)の算定の基礎に加えず、学籍簿には「認定」とのみ記載する。

(追試験)

第11条 学生が次の事由により定期試験に出席できなかった場合は、速やかにその旨を教務課に連絡し、その事由を証明する書類を添付し、追試験願を事前もしくは事後1週間以内に提出して追試験を受けることができる。

1. 病気(医師の診断書)

2. 事故・災害(事故証明書、災害証明書)

3. 交通機関の事故（事故証明書）
4. 忌引（2親等までに限る。保護者または家族の証明書）
5. 自宅または居所の緊急事態（保護者又は家族の証明書）
6. 就職試験等（受験先又はキャリア支援室長の証明書）
7. 実習（4年次に在籍し、相談援助実習又は精神保健福祉援助実習を履修中の学生で、宮代キャンパスで履修する科目の試験を受験できない場合に限る。当該実習担当教員の証明書）
8. 結婚（本人又は2親等までに限る。保護者又は家族の証明書）
9. 本人の不注意と認められる場合。ただし、年度内に3科目以内に限る。

この場合、80点を満点とし、1科目につき追試験料1万円を徴収する。

- 2 定期試験開始後30分以内に学生が急病のため、受験を継続することが困難な状況に至った場合は、試験監督員に申し出てその許可を得、さらに教務課長（不在時は課員）にその状況を説明し確認を受け、1週間以内に試験監督員ならびに教務課長の退出事由に関する証明書および原則として医師の診断書を添付のうえ教務課に追試験願を提出し、追試験を受験することができる。
- 3 国民体育大会や海外遠征試合等の選手として、関係機関より参加要請があり、教授会の議を経て学長が参加を許可した場合は、教務課に追試験願を提出し追試験を受験することができる。

（再試験）

第12条 卒業学年に在籍し、第13条に定める再履修を行う者について、卒業年度内の再履修が困難であり、卒業もしくは国家試験受験資格、認定資格等取得に必須の科目が2科目以内である場合は、再試験願を教務課に提出して、試験等の再試験を受けることができる。

ただし、次の場合は再試験を受験することができない。

1. 試験等(当該科目以外を含む)において不正行為があったと認められる者
2. 当該科目の出席が不足し、**欠格となった者**
3. 当該科目の受講態度が芳しくないと担当教員が判断した者
4. 再試験を受けても当該科目の総合評価で合格することが困難であると担当教員が判断した者
5. Fの評価を得た科目

2 再試験において合格した者の点数は70点を上限とする。

3 再試験料として1科目につき1万円を徴収する。

（再履修・再実習）

第13条 成績評価の結果不合格と判定された者、履修を放棄した者、欠格となった者は、再履修願を教務課に提出して、担当教員と協議して教務課の指定するところの方法および期間により再履修することができる。ただし、学外実習科目の場合は学科会議において再履修もしくは再実習の可否を判断するものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、単位の認定を受けた場合でも成績評価C判定の科目については、再履修願を教務課に提出して再履修することができる。

3 こども学科における認定こども園基本実習、教育実習にかかる幼稚園教育実習、保育実習Ⅰにかかる保育所実習および施設実習、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ、学童保育実習の各実習については各々1実習とし、次のいずれかに該当する場合、原則として当該年度の再実習は認めない。

1. こども学科会議において、次に掲げる要件を審議の結果、不適格と判断された者
  - イ 教育実習にかかる事前事後指導、保育実習指導Ⅰ、保育実習指導Ⅱ  
またはⅢにおける出席状況
  - ロ 学習への意欲
  - ハ 学業成績等
2. 実習の評価で2実習以上の不合格がある者、または1実習について50点未満の評価がある者
3. 実習先の評価に関し、学生もしくは家族等が直接実習先に照会を行ったとき

(履修者の制限)

第14条 選択科目に関し、担当教員は学科長の承認を得て、受講定員を定め、もしくは履修者を制限することができる。

- 2 履修者の決定は、その趣旨による公正な方法によって担当教員が決定するところによる。

(コースの設置および履修定員)

第15条 福祉心理学科に社会福祉・精神保健福祉コースをおく。

- 2 前項に規定するコースは、社会福祉士および精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を希望する学生、認定心理士等の資格取得を希望する学生を支援するために設置する。
- 3 第1項に規定するコースの履修定員は70名とし、学生の資格取得希望に基づき、面談および成績評定平均点(GPA)を勘案し、2年次の前期末に、学科会議の議を経て学科長が履修者を決定する。
- 4 編入学・転入学・再入学者のコース履修については、成績証明書および面接等により学科会議の議を経て学科長が決定する。

(履修科目の制限)

第16条 福祉心理学科における相談援助実習および精神保健福祉援助実習については、次のいずれかに該当する者は当該科目を履修することができない。

1. 当該科目を履修する前年度末の時点でGPA70点未満の者
  2. 事前事後指導において5分の4以上出席していない者で、学科会議の審議の結果、履修を制限された者
  3. 当該科目履修前に履修する必要がある科目の単位が未修得の者で、学科会議の審議の結果、履修を制限された者
- 2 こども学科における認定こども園基本実習、幼稚園教育実習、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ、学童保育実習については、次の要件のいずれかに該当する者は、学期の始めに履修手続が完了し、施設見学実習、実習オリエンテーション等で既に履修の開始がなされていた場合においても履修を制限し、または単位の認定を行わないことがある。
1. 認定こども園基本実習
    - イ 1年次までの履修科目のGPAが70点未満の者
    - ロ 「認定こども園基本実習」前の課題未提出の者
  2. 幼稚園教育実習
    - イ 「認定こども園基本実習」が不合格の者
    - ロ 事前・事後指導において5分の4以上出席しない者で、こども学科

会議の審議の結果、不適格と判断された者

- ハ 3年次までの履修科目のG P Aが70点未満の者
- ニ 「幼稚園教育実習」を行う時点で、3年次までの教職免許取得に必須の科目の単位を取得していない者で、こども学科会議の審議の結果、実習不可と判断された者
- ホ 「幼稚園教育実習」を行う時点で、専門教育科目「音楽」の単位、および「ピアノ演習」または「器楽演習」のいずれかの単位を取得していない者
- ヘ 実習を完遂するのに心身等の支障があると、こども学科会議で判断された者

### 3. 保育実習Ⅰ

- イ 「認定こども園基本実習」が不合格の者
- ロ 「保育実習指導Ⅰ」において5分の4以上出席しない者で、こども学科会議の審議の結果、不適格と判断された者
- ハ 2年次までの履修科目のG P Aが70点未満の者
- ニ 「保育実習Ⅰ」を行う時点で、保育士養成課程「必修科目」の単位を取得していない者で、こども学科会議の審議の結果、実習不可と判断された者
- ホ 実習を完遂するのに心身等の支障があると、こども学科会議で判断された者

### 4. 保育実習Ⅱ, Ⅲ

- イ 「保育実習Ⅰ」における保育所実習、もしくは施設実習が不合格の者
- ロ 3年次までの履修科目のG P Aが70点未満の者
- ハ 「保育実習指導Ⅱ又はⅢ」において5分の4以上出席しない者で、こども学科会議の審議の結果、不適格と判断された者
- ニ 実習を完遂するのに心身等の支障があると、こども学科会議で判断された者

### 5. 学童保育実習

- イ 「学童保育」の授業を履修していない者
- ロ 「教育内容指導法 国語」および「教育内容指導法 算数」を履修していない者
- ハ 「教育内容指導法 音楽」「教育内容指導法 図画工作」「教育内容指導法 体育」のうち2科目以上を履修していない者。(ただし、学童保育実習を夏季休業中に実施した場合は、事後履修することを義務付ける。)
- ニ 3年次までのG P Aが70点未満の者

(履修制限の解除)

第17条 福祉心理学科において前条第1項の規定により履修制限を受けた者が、その後の学期末において履修制限要件がすべて解除された場合、次学期から当該科目を履修することができる。

- 2 こども学科において前条第2項第1号、第2号、第3号、第4号および第5号の規定により履修制限をうけた者が、次に該当する場合は、当該実習科目の履修制限を解除することができる

1. 前条第2項第1号の不適合要件が、第2年次前期までにすべて解除されたとき
  2. 前条第2項第2号の不適合要件が、第4年次前期までにすべて解除されたとき
  3. 前条第2項第3号の不適合要件が、第3年次前期までにすべて解除されたとき
  4. 前条第2項第4号の不適合要件が、第4年次前期までにすべて解除されたとき
  5. 前条第2項第5号の不適合要件が、第4年次前期までにすべて解除されたとき
- 3 前項の規定により履修制限が解除された場合の「幼稚園教育実習」「保育実習Ⅰ」の実施については次のとおりとする。
1. 前条第2項第2号の履修制限が解除された場合、「幼稚園教育実習」は第4年次後期に実習期間を分割して適宜行うものとする。(原則として授業実施期間中を除く)
  2. 前条第2項第3号の履修制限が解除された場合、「保育実習Ⅰ」は第3年次後期に適宜行うものとする。(原則として授業実施期間中を除く)

(希望留年)

第18条 学則第49条第1項の卒業要件を満たした者であっても、同条第2項により、または国家試験受験資格取得のため留年を希望する場合は、教授会の議を経て学長が留年することを認めることがある。(学科毎の履修細則)

第19条 本規程に定める他、免許状、資格取得に必要な事項は、学科ごとの履修細則に定める。

## 附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. 従前の臨床心理コース、児童福祉・カウンセリングコースは平成26年度以前の入学者が卒業した時点でこれを廃止とする。